

令04原機(再)054
令和4年11月28日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
再処理施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条第1項の規定に基づき、令和4年6月30日付け令04原機(再)021をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定について、別紙のとおり一部補正いたします。

核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の補正の内容及び理由

再処理施設保安規定に係る補正の内容及び補正の理由は、次のとおりである。
なお、補正の内容等の詳細は、別表に示す。

1. 補正の内容

- 「第Ⅲ-18表 性能維持施設（警報装置等を除く）に係る定期事業者検査」における性能維持施設の一部取下げ

廃止措置計画変更認可申請の一部補正（令和4年11月）における性能維持施設の一部（高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟以外の施設の消火設備等）取下げを反映する。

2. 補正の理由

高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟以外の施設の消火設備等に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認することとした。

このため、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟以外の施設の消火設備等については、申請から取り下げることとした。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。ただし、改正後の第Ⅲ-18表において、本改正により追加された性能維持施設のうち、使用前自主検査後の第196条第8項に基づく所長の承認を要するものについては所長の承認日の翌日から、所長の承認を要しないものについては担当部長がその性能を有していることを確認した日から適用する。

以上

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定

補 正 前 後 比 較 表

令和4年 11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を__で示す。

補正前（令和4年6月30日付け申請）	補正後	補正理由
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 第1条 ～ 第204条 （省略）	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 第1条 ～ 第204条 （変更なし）	
	附 則 （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。ただし、改正後の第Ⅲ-18表において、本改正により追加された性能維持施設のうち、使用前自主検査後の第196条第8項に基づく所長の承認を要するものについては所長の承認日の翌日から、所長の承認を要しないものについては担当部長がその性能を有していることを確認した日から適用する。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を___で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)						補正後						補正理由
第I-1図 ~ 第IV-4図 (省略) 第I-1-(1)表 ~ 第III-17表-(2) (省略) 第III-18表 性能維持施設 (警報装置等を除く) に係る定期事業者検査(第195条関係) (○/○)						第I-1図 ~ 第IV-4図 (変更なし) 第I-1-(1)表 ~ 第III-17表-(2) (変更なし) 第III-18表 性能維持施設 (警報装置等を除く) に係る定期事業者検査(第195条関係) (○/○)						
対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)			
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)			
ガラス固化技術開発棟	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。 以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) ・パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。	各建家の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	ガラス固化技術開発棟	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。 以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) ・パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。	各建家の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)			
ガラス固化技術管理棟	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。 <u>以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。</u> ・ <u>自動火災報知設備</u> ・ <u>消火器</u> ・ <u>消火栓(屋内)</u> ・ <u>消火栓(屋外)</u> <u>照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。</u>			ガラス固化技術管理棟	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 <u>(削る)</u>	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。 <u>(削る)</u>					

○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映
(高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発施設以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を__で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)					補正後					補正理由		
第二付属排気筒	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 廃棄施設 (排出機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。			第二付属排気筒	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 廃棄施設 (排出機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。			
クリプトン回収技術開発施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)	クリプトン回収技術開発施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及びガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設 (消火設備等) に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓 (屋内) ・消火栓 (屋外) 照明設備 (非常灯及び誘導灯) について、点灯できること。					(削る)	(削る)			
高放射性廃液貯蔵場	建家 (浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	高放射性廃液貯蔵場	建家 (浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓 (屋内) ・消火栓 (屋外) ・パッケージ型ハロゲン化物自動消火設備 照明設備 (非常灯及び誘導灯) について、点灯できること。									

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を___で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)					補正後					補正理由		
第二ウラン貯蔵所、 第三ウラン貯蔵所	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	第二ウラン貯蔵所、 第三ウラン貯蔵所	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	〇廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		<u>その他</u> <u>(火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)</u>	<u>以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。</u> ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) <u>照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。</u>					<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			
プルトニウム転換技術 開発施設	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)	プルトニウム転換技術 開発施設	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)	〇廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		<u>その他</u> <u>(火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)</u>	<u>以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。</u> ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) <u>照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。</u>					<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を___で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)					補正後					補正理由
除染場	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	除染場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設管理課長)	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	除染場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設管理課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		<u>その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)</u>	<u>以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。</u> ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) <u>照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。</u>				<u>(削る)</u>			
分離精製工場	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	分離精製工場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	分離精製工場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		<u>その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)</u>	<u>以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。</u> ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) <u>照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。</u>			<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			
			<u>消火設備(粉末消火設備)について、消防法の基準を満足すること。</u>	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長、化学処理施設課長)					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を__で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)					補正後					補正理由
			<p><u>消火設備（水噴霧消火設備）について、消防法の基準を満足すること。</u></p> <p><u>消火設備（炭酸ガス消火設備）について、消防法の基準を満足すること。</u></p>		<p><u>施設管理部長（化学処理施設課長）</u></p> <p><u>施設管理部長（前処理施設課長）</u></p>				<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)</p>
分析所	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	<p>地震による損傷の防止機能</p> <p>津波による損傷の防止機能</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽機能</p> <p><u>その他（火災報知機能、消火機能、避難用照明機能）</u></p>	<p>建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。</p> <p><u>以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・自動火災報知設備</u> <u>・消火器</u> <u>・消火栓(屋内)</u> <u>・消火栓(屋外)</u> <p><u>照明設備（非常灯及び誘導灯）について、点灯できること。</u></p>	分析所の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全課長)	分析所	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	<p>地震による損傷の防止機能</p> <p>津波による損傷の防止機能</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽機能</p>	<p>建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	

補正箇所を___で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)					補正後					補正理由		
ユーティリティ施設、 資材庫	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能	建家及び構築物の 機能・性能に影響 を与える有害なき 裂、剥離などがな いこと。	各建家の管 理区域解除 まで	施設管理部長 (施設保全 課長)	ユーティリティ施設、 資材庫	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能	建家及び構築物の 機能・性能に影響 を与える有害なき 裂、剥離などがな いこと。	各建家の管 理区域解除 まで	施設管理部長 (施設保全 課長)	○廃止措置計画変更認 可申請の一部補正の 反映 (高放射性廃液貯蔵場 (HAW)及びガラス固 化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発 棟以外の施設の性能 維持施設(消火設備 等)に係る火災対策の 更なる検討等を実施 し、性能維持施設と しての妥当性を確認 するため、性能維持設 施の一部を取り下げ る。)
		<u>その他 (火災報知機能、 消火機能、避難用 照明機能)</u>	<u>以下の消火設備に ついて消防法の基 準を満足するこ と。</u> <u>・自動火災報知 設備</u> <u>・消火器</u> <u>・消火栓(屋内)</u> <u>・消火栓(屋外)</u> <u>照明設備(非常灯 及び誘導灯)につ いて、点灯できる こと。</u>					<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			
主排気筒	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能 廃棄施設 (排出機能)	建家及び構築物の 機能・性能に影響 を与える有害なき 裂、剥離などがな いこと。	各建家の管 理区域解除 まで	施設管理部長 (施設保全 課長)	主排気筒	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能 廃棄施設 (排出機能)	建家及び構築物の 機能・性能に影響 を与える有害なき 裂、剥離などがな いこと。	各建家の管 理区域解除 まで	施設管理部長 (施設保全 課長)	

第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)

第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)

対象機器	要求される機能	性能	維持すべき 期間	担当部長 (担当課長)	
高放射性固体廃 棄物貯蔵庫	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機 能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。	高放射性固 体廃棄物貯 蔵庫の管理 区域解除ま で	環境保全部長 (環境管理 課長)
		<u>以下の消火設備につ いて消防法の基準を満足 すること。</u> <u>・自動火災報知設備</u> <u>・消火器</u> <u>・消火栓(屋外)</u> <u>照明設備(非常灯及び誘 導灯)について、点灯で きること。</u>			

対象機器	要求される機能	性能	維持すべき 期間	担当部長 (担当課長)	
高放射性固体廃 棄物貯蔵庫	建家・構築物	地震による損傷 の防止機能 閉じ込めの機 能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・ 性能に影響を与える有 害なき裂、剥離などがな いこと。	高放射性固 体廃棄物貯 蔵庫の管理 区域解除ま で	環境保全部長 (環境管理 課長)
		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		

○廃止措置計画変更認
可申請の一部補正の
反映
(高放射性廃液貯蔵場
(HAW)及びガラス固
化技術開発施設(TVF)
ガラス固化技術開発
棟以外の施設の性能
維持施設(消火設備
等)に係る火災対策の
更なる検討等を実施
し、性能維持施設と
しての妥当性を確認
するため、性能維持設
施の一部を取り下げ
る。)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を___で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)					補正後					補正理由
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	(削る)	(削る)	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		閉じ込めの機能								
		遮蔽機能								
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外)							
			照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。							
アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	各建家の管理区域解除まで	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	(削る)	(削る)	各建家の管理区域解除まで	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		閉じ込めの機能								
		遮蔽機能								
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) ・水噴霧消火設備							
			照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。							

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を__で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)				補正後				補正理由			
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	環境保全部長 (環境管理課長)	地震による損傷の防止機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	環境保全部長 (環境管理課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)	
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。				(削る)				(削る)
		地震による損傷の防止機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。				第二低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで				環境保全部長 (環境管理課長)
その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋外) 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。	(削る)	(削る)								
地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	廃棄物処理場の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	廃棄物処理場の管理区域解除まで		環境保全部長 (処理第1課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)		
その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) ・水噴霧消火設備 ・炭酸ガス消火設備 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。				(削る)		(削る)				

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を___で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)				補正後				補正理由		
第二低放射性廃液蒸発処理施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		閉じ込めの機能				閉じ込めの機能				
		遮蔽機能				遮蔽機能				
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内)			(削る)	(削る)			
第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		閉じ込めの機能				閉じ込めの機能				
		遮蔽機能				遮蔽機能				
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外)			(削る)	(削る)			
		照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。								
廃溶媒処理技術開発施設、廃溶媒貯蔵場	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		閉じ込めの機能				閉じ込めの機能				
		遮蔽機能				遮蔽機能				
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・水噴霧消火設備 ・炭酸ガス消火設備			(削る)	(削る)			
		照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。								

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を___で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)					補正後					補正理由		
スラッジ貯蔵場	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	スラッジ貯蔵場	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		閉じ込めの機能						閉じ込めの機能				
		遮蔽機能						遮蔽機能				
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・水噴霧消火設備 ・炭酸ガス消火設備 照明設備(非常灯)について、点灯できること。					(削る)	(削る)			
第二スラッジ貯蔵場	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	第二スラッジ貯蔵場	建家・構築物	地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		閉じ込めの機能						閉じ込めの機能				
		遮蔽機能						遮蔽機能				
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋外) 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。					(削る)	(削る)			

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を__で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)					補正後					補正理由
焼却施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	焼却施設の管理区域解除まで 環境保全部長 (処理第2課長)	焼却施設	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	焼却施設の管理区域解除まで 環境保全部長 (処理第2課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋内) ・消火栓(屋外) ・水噴霧消火設備 ・炭酸ガス消火設備 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。				(削る)	(削る)		
第一付属排気筒	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 廃棄施設(排出機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	各建家の管理区域解除まで	第一付属排気筒	建家・構築物	地震による損傷の防止機能 廃棄施設(排出機能)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	各建家の管理区域解除まで	
中間開閉所	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで 工務技術部長 (運転課長)	中間開閉所	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで 工務技術部長 (運転課長)	○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 ・消火栓(屋外) 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。				(削る)	(削る)		

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 補正前後比較表

補正箇所を___で示す。

補正前 (令和4年6月30日付け申請)						補正後						補正理由			
第二中間開閉所	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。			第二中間開閉所	建家(浸水防止設備を含む。)・構築物	地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。					○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)	
		その他 (火災報知機能、消火機能、避難用照明機能)	以下の消火設備について消防法の基準を満足すること。 ・自動火災報知設備 ・消火器 照明設備(非常灯及び誘導灯)について、点灯できること。					(削る)	(削る)						○廃止措置計画変更認可申請の一部補正の反映 (高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟以外の施設の性能維持施設(消火設備等)に係る火災対策の更なる検討等を実施し、性能維持施設としての妥当性を確認するため、性能維持施設の一部を取り下げる。)
建家・構築物 (排水モニタ室)		地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (環境監視課長)	建家・構築物 (排水モニタ室)		地震による損傷の防止機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (環境監視課長)				
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(1/21) ~ 第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(21/21) (省略)						第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(1/21) ~ 第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(21/21) (変更なし)									
第Ⅲ-20表 性能維持施設(計器校正)(第195条関係)(1/8) ~ 第Ⅲ-20表 性能維持施設(計器校正)(第195条関係)(8/8) (省略)						第Ⅲ-20表 性能維持施設(計器校正)(第195条関係)(1/8) ~ 第Ⅲ-20表 性能維持施設(計器校正)(第195条関係)(8/8) (変更なし)									
第Ⅲ-21表 性能維持施設(その他の定期的な検査)(第195条関係) (省略)						第Ⅲ-21表 性能維持施設(その他の定期的な検査)(第195条関係) (変更なし)									
第Ⅲ-22表 ~ 第Ⅳ-7表 (省略)						第Ⅲ-22表 ~ 第Ⅳ-7表 (変更なし)									